

「微粉炭注入機械設備工事」に係る質問事項への回答

令和8年9月24日

番号	質問事項	回答
①	施工範囲の建築物、既設機器にアスベストまたはPCB含有品がある場合、調査及び処分費は設計変更対象とさせていただきますでしょうか。	建築物、既設機器にアスベストまたはPCB含有品がある場合、調査及び処分費は設計変更の対象とします。
②	既設完成図書は契約後に借用可能でしょうか。また既設埋設配管や電線管は完成図書どおりの位置に敷設されているという認識でよろしいでしょうか。	既設完成図書は契約後に貸与します。 なお、既設埋設配管や電線管は概ね完成図書どおりの位置に敷設されています。
③	【図面番号 PM-02】 既設活性炭設備棟の東側道路（活性炭接触池との間）の車両通行頻度をご教示いただけますでしょうか。また、頻度が少ない場合、活性炭棟北側からの迂回等は可能でしょうか。	同道路の車両通行は殆どありません。工事施行中の迂回は問題ありません。
④	【図面番号 PM-04】 活性炭注入棟において、2系列の更新が完了するまで、一部点検架台が未設置となる想定ですが、よろしいでしょうか。 (No. 1⇒No. 2の順で施工する場合、No. 2更新中は仮設置の兼合いにより点検架台1が未設置となる想定です)	問題ありません。
⑤	【図面番号 PM-09】 導水管更新時、導水管（DCIP φ700×2本）の一部撤去・更新が必要と考えます。その場合、一時的に導水管を1本で運用する必要があると思いますが、その際の水運用検討は発注者様の所掌でよろしいでしょうか。	問題ありません。
⑥	工事や試運転に伴う既設バルブや既設機器の操作は発注者様の所掌と考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。
⑦	試運転に伴う粉炭の調達については、発注者様の所掌と考えてよろしいでしょうか。	問題ありません。

⑧	粉炭設備として、粉炭から微粉炭に「増設」となるため水道法第 19 条に基づき給水開始前の届出及びそれに伴う水質検査が必要という認識でよろしいでしょうか。 その場合、届出及び水質検査は発注者様の所掌と考えてよろしいでしょうか。	水道法第 31 条において準用する同法第 13 条第 1 項の規定に基づく給水開始前届出及びこれに係る水質検査は発注者にて実施します。
⑨	【微粉炭注入機械設備工事仕様書 7 留意事項 (7)】 「作業員全員分」と記載の検便について「連続〇日以上現場従事」等、対象者の範囲をご教示いただけますでしょうか。	検便の対象者は以下のいずれかに該当する者としてします。 ・ 原水及び処理水に直接触れる、または原水及び処理水が触れる面に接触する者 ・ 1 年を超えて従事する者
⑩	【特記仕様書 第 5 節 配管工事 1 活性炭注入設備（活性炭注入棟・屋外）8）施工（8）】 亜鉛メッキの付着量の仕様について、JIS H8641 準拠に基づき受注者にて選定するという認識でよろしいでしょうか。	亜鉛メッキの仕様は Zn 55 です。
⑪	微粉炭設備を設置予定の既設活性炭接触池配管室について、上部天井クレーンは当該工事に使用可能でしょうか。	可能です。